

別表（第3条関係）

補助対象経費の費目	補助対象経費の内容
1 報償費	校長及び教頭の出会に係る報償費
2 旅費	講師等の交通費及び宿泊費、会議に出席するための日当及び交通費（交通費については、最も経済的な通常の経路及び方法により計算したものに限る。）
3 消耗品費	事務用品、会議資料、活動資料、ポスター、プログラム等に係る用紙代等の材料費
4 燃料費	事業の実施に必要な燃料代
5 印刷製本費	事業の募集案内、ポスター、プログラム、会議資料、活動資料、活動報告書等の印刷費及び冊子作成のための印刷製本費
6 通信運搬費	講師の講義に係る宅配便代又は事業に係る郵便料及び宅配便料
7 保険料	参加者、講師等が加入する損害賠償保険料
8 手数料	各種申請に係る手数料
9 委託料	特殊な技術及び設備又は専門的知識を必要とする事務事業、調査等の委託費
10 使用料及び賃借料	講師送迎時の高速道路使用料又は事業を実施するための会場使用料及び車両、機器等の借上げ料
11 備品購入費	事業実施に当たり必要不可欠と認められる備品購入費（300,000円以上の備品を購入する場合は、町との協議を要する。）
12 その他	その他事業を実施するに当たって町長が必要と認める経費